(総務委員会)

地 方公共団 体 の — 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 に 関する法律 案 $\overline{}$ 閣法第五〇号)(衆議 院送 付) 要

旨

本 . 法 律 案は、 地方公共団 体の 行 政 の 高度化及び 専門化 の 進 展に 伴 ίĺ 専 門的 な知識経 験 又は 優 れ た 識 見 を

有 す ź 者 の 採 用 の 円 滑 化 を 义 る た め 地 方 公共団 体 の 般 職 の 職 員 に つ しし て、 任 期 を 定 め た 採 用 に 関 す る 事

項 を 定 め ようとする ŧ の で あ ı) י そ の 主 な 内 容 は 次 の غ お IJ で あ る。

一、趣旨

本 法 律 は、 地 方公共団 体 の — 般 職 の 職 員 に つい て、 専 門 的な知識経験又は優れた識見を有する者の任 期

を定めた採用に関する事項について定めるものとする。

二、定義

本法 律にお 11 て 職 員」 とは、 地方公務員法第四条第一 項に規定する職員 般職 に属するすべての地

方公務員)とする等、所要の定義規定を設ける。

三、任期を定めた採用

1

任 命 権 者 ĺţ 高 度 の 専 門 的 な 知 識 経 験 又 は 優 れ た 識 見 を 有する 者 をそ の 者 が 有 す る当 該 高 度 の 専 門

的

な 知 識 経 験 又 は 優 れ た 識 見 を 定 の 期 間 活 用 L て 遂 行 す ることが 特 に 必 要 とさ れ る 業 務 に 従 事 さ せ る 場

合に は 条 例 で 定 め るところに ょ ֿו עו 職 員 を 選 考 に ょ IJ 任 期 を 定 め て 採 用 す ることが できる

2

任

命

権

者

は

1

に

ょ

る

ほ

か、

専

門

的

な

知

識

経

験

を

有

す

る

者

を当

該

専

門

的

な

知

識

経

験

が

必

要

とさ

れ

る

業

つ

に

期

間

を

限

つ

て

従

事

さ

せ

ることが

公

務

の

能

率

的

運

営

を

確

保

す

る

た

め

に

必

要

で

あ

ると

き

は

条

例

で

定

め

る

務 に 従 事 ż せ る 場 合 に お 11 て、 次 に 掲 げ る 場 合 の 11 ず れ か に 該 当 す るときで あ て、 当 該 者 を 当 該 業 務

ところ に ょ Ď 職 員 を 選 考 に ょ IJ 任 期 を 定 め て 採 用 す ること が で っきる。

1 当 該 専 門 的 な 知 識 経 験 を 有 す る 職 員 の 育 成 に 相 当 ത 期 間 を 要 す る た め、 当 該 専 門 的 な 知 識

要 ع さ れ る 業 務 に 従 事 ż せることが 適 任 と認 め 5 れ る 職 員 を 部 内 で 確 保す ることが 定 の 期 間 困 難 で

あ る 場 合

当 該 専 菛 的 な 知 識 経 験 が 急 速 に 進 歩する技 紨 に 係 る も の であることその 他 当該 専 菛 的 な 知 識 経 験 の

性 質 广 当 該 専 門 的 な 知 識 経 験 が 必 要とされ る業務 に当該 者が 有 する当 該 事門: 的 な 知 識 経 験 を 有 効 に

活 用 することができる 期 間 が 定 の 期 間 に 限 5 'n る場

経

験

が

必

八 イ及び ロに 揭 げ る場合に準ずる場合として条 例で定める 場 合

3 人 事 委員 会 を 置 < 地 方公共 4 体 に お L١ τ は、 任 命 権 者 ば 1 又 は 2 に より 任 期 を 定め た採 用を行う場

合に ば、 人 事 委員 会 の 承 認 を 得 な け れ ば ならな い

四 任 期

1 Ξ 1 又は三2に より 採用 さ れ る 職 員 の 任 期 は、 五 年 を 超 えな ١J 範 囲 内 で任 命 権 者が 定

つめる。

2 任 命 権 者 は 任 期 を 定 め て 職 員 を 採 用 す る 場 合に は、 当 該 職 員 に そ の 任 期 を 明 示 L な け れ ば な 5 な ١١

とい う。)又は三2に れ という。

3

任

命

権

者

は

条

例

で

定

めるところによ

ij

<u>=</u> 1

に

ょ

IJ

任

期

を

定

め

て

採

用さ

れ

た

職

員

以

特

定任

期

ょ

IJ

任

期

を

定

め

て

採

用

さ

た

職

員

以

下

般

任

期

付

職

員

あっ ては、

更 新 することができる。 の

任

期

が五年に

満たない

場合に

採用

U

た日かり

ら五年を超えない

範

进

内に

お

١J

て、

その任期

を

付

職

員

4 人 事 委 員 会 を置く地方公共団体にお ١J ては、 任 命権 者は、 3により任期 を更新する場合には、 人事 · 委

員 会 の 承 認 を得なけ ればならない。

ゼ 任用 の 制 限

任 命 権 者は、 特定 任 期 付 職 員 を当該 特 定 任 期 付 職 員 が 採 用 時に占めてい た 職 に お い てその 有 する 高 度

1

の 専 門 的 な 知 識 経 験 又は 優 ħ た 識見 を 活 用 U て従事 し て l١ た 業務 ۲ 同 の 業 務を行うことをそ の 職 務 の

主 た る内容とする他 の 職 に 任 用 す る場合そ の 他 特 定 任期 付 職 員 又 は 般 任 期 付 職 員 を 任 期 を 定 め て 採 用

し た 趣旨に反し ない 場 合に 限 ı) 特 定 任 期 付 職 員 又 は 般 任 期 付 職 員 を、 そ の 任 期 中 他 の 職 に 任 用 す

ることができる。

2 人 事 委 員 会 を 置 < 地 方公共 4 体 i お l١ て ί 任 命 権 者 ば、 1 に ょ IJ 特 定任 期 付 職 員又は 般 任 期 付 職

員 を 他 の 職 に 任 用 す る 場 合に は、 人事 委 員 会 の 承 認を 得 な け れ ば な らな ίÌ

六、特定任期付職員業績手当

地 方 公共団 体 は、 条 例 で、 特定任 期 付 職 員業績手当を支給することができるものとする。

七、施行期日

本 法律は、 公布の日から起算して三月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。